

平成 26 年 9 月 19 日

第 3 回 定 例 会 議 案

(その 2)

登 米 市 議 会

議 員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
議案第 119 号	訴えの提起について	1
議案第 120 号	平成 26 年度登米市一般会計補正予算（第 5 号）	別冊

議案第 119 号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成 26 年 9 月 19 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

- 1 相手方 北海道磯谷郡在住 男性A（貸付を受けた者）
宮城県仙台市在住 男性B（連帯保証人）

- 2 事件名 奨学金等返還請求事件

- 3 事件の内容及び請求の趣旨

本件は、登米市医学生奨学金等貸付条例に基づき医学生奨学金等の貸付を受けていた医学生が、平成 25 年 3 月 31 日に大学を退学したことにより、奨学金 480 万円、修学一時金 760 万円、合計 1,240 万円の一括償還義務が発生した。

登米市は、相手方に対し、貸付金の償還期日を平成 25 年 5 月 31 日と定め、同年 4 月 25 日付けで指定した口座へ振り込むよう償還通知書を送付し返済を求めたが、未だ返済されていないことから、奨学金等返還請求を行うものである。

(1) 相手方に対し、連帯して貸付元金 1,240 万円及びこれに対する利息 206 万 7,687 円並びに貸付元金に対する平成 25 年 6 月 1 日から支払済みまで年 1 割 5 分の割合による延滞利息の支払いを求める。

(2) 訴訟費用は相手方の負担とする。

- 4 事件に関する取扱い

(1) 弁護士を訴訟代理人と定める。

(2) 第一審判決の結果、必要がある場合は上訴する。